

平成 21 年 6 月 25 日

株 主 各 位

富山市堤町通り一丁目 2 番 26 号

**株式会社 ほくほくフィナンシャルグループ**

取締役社長 高 木 繁 雄

## 第 6 期定時株主総会決議ご通知

拝啓 日頃は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第 6 期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

### 報 告 事 項

第 6 期 (平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで) 事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決 議 事 項

#### 第 1 号議案 剰余金の配当の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

(各種優先株式の配当金につきましてはそれぞれ所定の配当金とし、第 1 回第 1 種優先株式は 1 株につき 3 円 85 銭、第 1 回第 4 種優先株式は 1 株につき 3 円 31 銭、第 1 回第 5 種優先株式は 1 株につき 7 円 50 銭となりました。また、普通株式の配当金につきましては 1 株につき 3 円となりました。)

#### 第 2 号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

定款変更の内容は、後記のとおりであります。

### 第3号議案 取締役8名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、高木繁雄、堰八義博、川合哲、近藤政道、相馬彰彦、大島雄次の6氏が再選され重任し、新たに、岩崎民憲、庵栄伸の両氏が選任され就任いたしました。

なお、大島雄次氏は社外取締役であります。

### 第4号議案 監査役4名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、南義弘、石黒靖尋、林則清の3氏が再選され重任し、新たに、松本雅登氏が選任され就任いたしました。

なお、南義弘、石黒靖尋、林則清の3氏は社外監査役であります。

### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、平瀬隆氏が新たに選任されました。

以上

## 役員体制

おって、本定時株主総会終了後開催の取締役会ならびに監査役会の選定により、経営陣は次のとおりとなりました。

代表取締役社長	高木繁雄
代表取締役副社長	堰八義博
取締役	川合哲
取締役	近藤政道
取締役	岩崎民憲
取締役	相馬彰彦
取締役	庵栄伸
取締役	大島雄次
常勤監査役	松本雅登
監査役	南義弘
監査役	石黒靖尋
監査役	林則清
補欠監査役	平瀬隆

以上

## 定款変更内容

(注) 下線部分が変更箇所を示します。

変更前定款	変更後定款
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第5条の3</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	(削 除)
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第6条 当社の単元株式数は、すべての種類の株式につき1,000株とする。</p> <p><u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第6条 当社の単元株式数は、すべての種類の株式につき1,000株とする。</p> <p>(削 除)</p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第6条の2 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第6条の2 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p>
<p>(種類株主総会)</p> <p>第26条 <u>第22条</u>および第25条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(種類株主総会)</p> <p>第26条 <u>第22条、第23条</u>および第25条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p><u>2. 第21条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p>
(新 設)	<p>附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</p>

以 上

## お知らせ

### ○上場株式配当等の支払に関する通知書について

租税特別措置法の平成20年改正（平成20年4月30日法律第23号）に伴い、今回平成21年6月にお支払いする配当金につきまして、株主様あてに「支払配当金額」・「源泉徴収税額」等を記載した「支払通知書」を通知することとなりました。

配当金を配当金領収証にて受け取られる株主様には、来年の確定申告手続きに合わせて平成21年末から平成22年初頃に「支払通知書」を送付いたしますのでご覧ください。

（なお、口座振込を指定されている株主様は、今回同封の「配当金計算書」が「支払通知書」となりますので、引き続き確定申告の際の添付資料としてご使用いただけます。）

### ○株主様のご住所・お名前等に使用する文字について

株券電子化実施に伴い、株主様のご住所・お名前等の文字に、株式会社証券保管振替機構<ほふり>が振替制度で指定していない漢字等（いわゆる「外字」）が含まれている場合は、その全部または一部を<ほふり>が指定した文字またはカタカナに変換して、株主名簿に記録いたしております。

このため、株主様にご送付する通知物の宛先が、<ほふり>の指定した文字に置き換えられる場合がありますのでご了承ください。

株主様のご住所・お名前等として記録されている文字については、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

なお、特別口座にて管理させていただいております株主様には、平成21年2月に「特別口座開設のご案内」をお送りしており、そのご案内の中のご注意事項で使用文字の制限についてご案内いたしております。